郡山市技能功労者表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、技能を通じて永く市の産業発展に貢献した卓越技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、本市の産業振興に寄与することを目的とする。

(表彰対象及び基準)

- 第2条 表彰の対象者は、市内に居住し、又は市内に就業している者で、かつ、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。
 - (1) 技能者表彰規程(昭和42年労働省告示第38号。)に基づく技能者表彰実施要領別表に定める職種その他市長が適当と認める職種に従事している者
 - (2) 勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者
 - (3) 職業を通じて後進の技能指導を行い、又は、技能者の育成に寄与した者
 - (4) 次のいずれかに該当していること。
 - ア 職業能力開発促進法その他法律に基づく技能資格等を有する者
 - イ 各種競技大会等において優秀な成績をおさめた者
 - ウ 業界の水準向上に寄与し、各種組合等から感謝状並びにそれに準ずるものを授与された者 (推薦手続)
- 第3条 各業種の団体、商工会議所、商工会等の代表者は、前項の規定に該当すると認められる者があるときは、次に掲げる書類を提出することによって、市長に推薦することができる。
 - (1) 郡山市技能功労者推薦書(第1号様式)
 - (2) 郡山市技能功労者調書(第2号様式)

(被表彰者の決定)

- 第4条 市長は、前条の規定により各業種の団体、商工会議所、商工会等の代表者から推薦を受けたときは、郡山市技能功労者表彰に係る懇談会において意見を聴取し、被表彰者を決定するものとする。 (表彰の方法)
- 第5条 表彰は毎年1回、市長が定める日に行い、被表彰者には表彰状、郡山市技能功労章及び記念品 を授与する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和63年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

郡山市技能功労者推薦書

郡山市技能功労者表彰実施要綱に基づ	ごく 被表彰候補者とし	て下記の者を推薦します

年 月 日

郡山市長

推薦者 所在地 団体名

 代表者

 氏名

 (電話

記

1 被表彰候補者住所、氏名、勤務先

被表彰候補者住所	氏 名	勤	務	先

2 郡山市技能功労者調書 別紙のとおり

郡山市技能功労者調書

職業部門 及び職種		職業部門	職種(1)		職種 (2)			
Ş	ふりがな			4	三年月日		年月	日
氏 名								
	I . /o/-				年齢	歳(令和 年11月1日現在)		. 月 1 日現在)
7	本 籍	=						
Ę	元 現住所 フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・							
自宅電話番号			携帯電話番号					
勤	事業所名					従業員数		
務	所在地	〒						
先	役 職			官	 話番号			
		勤務先	勤務期間		間	勤務年月数		
職								
歴		勤務年月数合計			年月			
	公	は職 ・ 団 体 暦 在職期間 在職期間			備考	<u>;</u>		
		表彰等	受賞年月		免	許・資格等		取得年月
表彰歴				免許資格等				

	1. 技能の概要
	1. 以此》/ 阅复
技	
حاك	
能	
	2. 勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる姿勢等
及	
び	
74	
功	
	3. 後進の技能指導・技能者の育成の概要
績	
0	
概	
149/4	
	4. その他(候補者についての補足事項)
要	